

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
9	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	一般廃棄物(原尿)の処理手数料徴収を委託した場合における制限の緩和	一般廃棄物(原尿)の収集運搬等を委託する場合には、収集作業に直接従事した者が手数料の徴収も行えるようにすること。	一般廃棄物(原尿)の収集業務を受託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。このため、現在一部地区を除き徴収業務は委託せず市自ら納付書を送付し払い込まれる方法で手数料を徴収しているが、収集から請求までの期間が空く。また利用者と請求者(市)が直接対面しないことで支払に対する義務感が薄くなりがちであり、このことが未収金発生の原因のひとつになっている。 また、徴収業務を委託している地区においても、収集作業と徴収業務は別途人員費や交通費を積算する必要があり、経費が高くなる。 なお、収集時の手数料の徴収の禁止は、手数料の不正徴収を予防するためと承知しているが、現在、民間業者の中で尿戻回収の自動計量システムにより不正徴収できない仕組みの導入例があり、技術的に解決できると考えられる。また、私人による公金の取扱いが拡大している中、直接徴収を禁止する必要性がないものとする。	実際に各世帯に赴いて収集を行う者が徴収も行うことで、収納率の向上が見込まれる。 また、委託料の見込まれる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第6号	環境省	長崎市	延岡市	〇本市では、一般廃棄物(尿戻)の収集運搬委託を民間に委託しており、一部地域で証紙券による手数料の徴収を行っているが、現在の法律では、作業員が収集現場で証紙券を販売し、徴収することができないため、別途、集金人による手数料の徴収を行っている。そのため、業務の非効率性、当日の手数料徴収の遅延、集金人を含む委託料の増加など、負の要素が多い。以上のことから、作業員による手数料の直接徴収の禁止についての緩和を求める。 〇一般廃棄物の収集業務を受託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。特に、飼育動物(ペット)の死体回収を民間委託する場合、死体回収の手数料の徴収までを行わせることが困難であり、民間委託を進める上での障害のひとつとなっている。また、当該手数料が事後徴収になることにより、手数料の未納額が発生することが予想される。このため、滞納対策の一環として、また受益者負担の公平性を担保する観点から、処理券方式による手数料の前納制も考えられるが、前納制の実施には、多額の種別支出が見込まれる。そこで、収集運搬業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することであれば、滞納問題が解決するほか、収集運搬事務と手数料徴収事務を一本化するることによる業務の効率化を図ることができる。しかし、こうした行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第6号の「一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」に抵触するおそれがある。については、収集運搬業務に直接従事する者が、収集時に手数料を徴収できるような法令の見直しを求める。	〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第6号において、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する基準として、「一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」を定めている趣旨は、収集業務の従事者とその手数料を徴収する者が同一となることにより、不正の温床となるおそれがあるため、これを禁じることで、手数料の不適正な徴収を防止し、一般廃棄物処理業務の信頼性を確保することであり、この制度趣旨に照らせば同号の見直しは困難である。 〇なお、手数料の未払い対策や徴収の効率化については、チケットによる先払い制を導入している市町村があり、当該制度により対応可能である。		
40	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	土壌汚染のおそれがない土地の改変などに關し、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止	土壌汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とする。 具体的には、法施行規則で定める届出不要行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等が汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障ないと考える。	同項の規定に基づき、3000㎡以上の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。 同項の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業のために供する作業用路網の整備」等の例外が規定されている。 一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壌汚染のおそれが極めて低いと考えるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっている。 また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壌汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土砂崩れに基づく安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考え、工場の建設等による土地の改変にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。	法の目的は、土壌汚染対策により国民の健康を保護することであるが、健康への影響が生じる蓋然性が認められない行為に対して規制を緩和することにより、森林の公益的機能の速やかな向上及び企業活動の活性化につながることを期待される。 なお、「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」において、「都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべき」とされている。	土壌汚染対策法第4条第1項	環境省	栃木県	北海道、八尾市、高松市、熊本市	〇土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務については、3000㎡以上の土地の形質変更という条件は過大ではないかと考える。林道整備等による届出を受理しているが、公共工事においては、発生残土処理については汚染の拡散は発生しない状態であるため、届出義務の必要性は低いと考えられる。届出義務の要件として、発生残土の処分方法も含めたものとするのが現実的であると考える。 〇通常、土壌汚染が考えられない治山工事等に係る届出が多く、そのような場合は、特に届出がなくても支障がないと考える。なお、国においても、効率的に調査する観点から、届出対象外について、検討されていると承知している。 〇山間部(保安林)の公示で同項に基づく届出が提出されているが、有害物質の資料履歴は考えにくく、土壌汚染のおそれが極めて低いと思われるため、届出不要としても支障はないと考える。 〇山間部で過去に土地の利用が全くないような場合や環境影響評価法に基づく調査が実施されている場合等は、汚染のないことが確認されているため、届出の必要性は低いものとする。 〇土地の形質変更を行う面積が3000㎡を超える場合、山林や農地等、土壌汚染の恐れが極めて低い土地であっても、届出が義務付けられており、開発行為の際に支障となっている。 〇中央環境審議会の平成28年12月12日付け「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」にもあったように、全国の土壌汚染対策法第4条の届出件数中、調査命令が発出された割合は2%程度である。本市においても田畑等からの宅地造成に伴う届出がなされるもの、これまで田畑等でのみ使用されていた土地において有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられ、汚染の恐れがある土地を効率的に調査する観点からは届出対象外とすることが望ましい。	一定規模以上の土地の形質変更は大量の土壌の搬出や形質変更に伴う汚染の発生契機となることから、一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質変更に着手する日の30日前までに、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるとき等は、調査をさせて、その結果を報告すべきことを命ずることとしています。 平成28年12月12日付け「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」(中央環境審議会)において、「法第4条第1項の届出をして第2項の調査命令を受けてから調査に着手するというこれまでの手続の他に、前もって土壌汚染状況調査(地産調査)により汚染のおそれがないことが判明した場合については、該料採取等は不要。」を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置付けるべき」と答申されており、法改正を行ったところ。 保安林で行われる治山工事など土壌汚染のおそれが低い土地や環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地については、地産調査で把握を行い、土壌汚染状況調査結果を報告することが可能となり、手続きの迅速化が図られました。 なお、同答申において「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されており、引き続き、検討してまいります。		
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づき、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかわかった相違を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出発機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行っていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。 【参考】 ■認定件数(H28.7~H29.2) 全国 16,146件(経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県					中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成28年7月より制度を開始し、1年間で約24000件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ始まったところであり、事業分野別指針の内容を含め、国側で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に務めるべき段階。これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。
75	B 地方に対する規制緩和	その他	補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	地域グリーンニューディール基金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	・県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業者)が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受けた結果、耐震性がせいり弱であり、補強箇所が多数にわたることが判明したため、やむを得ず建築物の建替えを決定した。 ・県の補助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に關する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃業等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。 ・本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。	財産処分当たっての補助金の返還について弾力的な運用が認められることで、防災・減災対策を重点施策として位置づけ取組みを実施している本県にとって、建築物耐震化の一層の促進が図られる。 所管行政の補助金等に係る財産処分承認基準(適通)	環境省	愛媛県	徳島県、福井市	【提案趣旨に賛同】 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松野町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	〇グリーンニューディール基金には、対象施設が地域の避難所であることという要件があるため、将来的に防災拠点としての役割を担っていく上で、耐震診断による施設の改修等に伴う財産処分は適宜に想定される。 ・地域グリーンニューディール基金(以下「GND基金」という。)事業により取得した財産の処分の制限については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「平成21年度地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)交付要綱」、「地域グリーンニューディール基金事業実施要綱」及び「環境省所管の補助金等取得した財産の処分承認基準」(以下これを「適正化法等」という。))において取扱いが規定されている。 ・GND基金の運営主体である貴県において、財産処分を含む補助金の執行については適切な対応をお願いしているところであるが、貴県の補助金は国の補助金を原資にしており、GND基金事業により取得した財産の処分は適正化法等に基づき制限されるべきであり、ご提案のような事業についての補助金返還要件の緩和は困難である。 ・なお、建築物の建替えに伴い、GND基金事業により導入した設備と同様の設備を廃棄する代替設備を設置する場合には、「環境省所管の補助金等取得した財産の処分承認基準」第302.(1)オ、イに該当するものとして、国庫納付の条件を付さずに財産処分を承認するものとし、補助金の返還は要しないものとする。 ・環境省としては、引き続き補助金等に係る予算の適正な執行に努めて参りたい。			
167	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	大気汚染防止法による県の情報提供要求権限の拡大	大気汚染防止法に、都道府県についても国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。	【現行制度】 大気汚染防止法では石綿排出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。 また、同法では、国や都道府県は法律の目的を達成するための必要があると認める時に、必要な資料や説明を関係自治体から求めることができるとしている。 しかし、国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列举されたものだけである。 【支障事例】 各自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めのない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。本県では大気汚染防止法の石綿に関する届出漏れを防ぐための独自の取組として、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報の提供を年間1,200件程度、一部の特定行政(建設リサイクル法の届出が権限移譲されている市の一部、詳細は別紙参照)に求めている。しかし、個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと判断され情報提供を拒否される可能性がある。情報提供を拒否されると届出漏れの把握に支障が生じる。また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であると考える。	都道府県も国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨が大気汚染防止法に規定されれば、確実に無届工事を探知でき適切な作業を指導できる。これにより、石綿排出等作業からの石綿飛散を未然防止でき県民の健康を守ることができる。	大気汚染防止法第18条の15(特定粉じん排出等作業の実施の届出)、第28条(資料の提出の要求等)建設リサイクル法 第10条(対象建設工事の届出等)	環境省	埼玉県	別紙あり(「F02-1-2 大気汚染防止法添付資料」)	徳島県	〇【制度改正の必要性】民間建築物におけるアスベストの使用状況の把握について、各自治体を持つ情報の提供を依頼する場合、法令に定められていないと別途協議は必要であったり、今回の提言と同様に個人情報保護条例により提供が認められない場合が生じることが懸念される。今後、アスベストを含有した建築物の解体等の増加が見込まれることから速やかな情報の収集のために自治体の資料の提供について制度に盛り込む必要がある。	大気汚染防止法第28条第2項の規定は、「都道府県知事が措置権限を持つ特定粉じん排出等作業等の規制に關し、同法による規制等を円滑に実施するために必要であれば関係行政機関等に協力を求め、あるいは意見を述べることを旨を明らかにするものであり、「特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」は、特定粉じん排出等作業の届出が行われた工事に係る資料の送付に限定されているものではありません。 従って、制度改正は必要ないものと考えます。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
247	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂の廃掃成上の「廃棄物」の対象からの除外	「浄水場の沈殿池より生ずる汚泥」は、全て「産業廃棄物」として処理することとされているが、沈砂池や着水井などで発生する浄水処理(薬品投入)前の土砂(川砂)について、廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外を求める。	静岡県企業局富士川浄水場では、河川から取水を行い、浄水処理後に工業用水として配水している。 現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の運用に伴う留意事項通知により、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「産業廃棄物」の「汚泥」とされている。このため、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。	工業用水道事業は、受水企業からの給水料金で費用を賄う独立採算で運営をしている。 このため、浄水処理(薬品投入)前の土砂を「産業廃棄物」の対象から除外することにより、費用が削減され、地域経済を支える受水企業へ安価で安定的な工業用水の供給が可能となる。 また、建設発生土と同様の扱いとなるため、土地造成等の材料として、有効利用の可能性が広がる。 ※富士川浄水場の沈砂池・着水井の汚泥に係る ①現在の産業廃棄物としての処理費用、 ②①を産業廃棄物ではない建設発生土として処理する費用(試算)、 ③差額(②-①)は以下のとおり。 ① 産業廃棄物処理費:130,000千円/年 ② 建設発生土処理費:20,800千円/年 ③ 差額: Δ109,200千円/年	環境省	静岡県	滋賀県、宮崎県、伊丹市、松山市、鹿児島市	〇本市においても浄水施設において着水井・接触池、河川取水施設において導水路、沈砂池と処理薬品の注入前に土砂が沈降する施設がある。一定期間の堆積をみて定期的に浚渫を行っているため、廃掃法上の「廃棄物」の対象から除外されると処理費用を削減することができる。 〇静岡県企業局と同様に本県(企業庁水口浄水場)でも、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。取水口および取水管については隔年に、沈砂池等については毎年清掃を実施しており発生する土砂(川砂)が産業廃棄物から除外された場合の処理費用(試算)は以下のとおりであり、安価で安定的な工業用水の供給が可能となる。 ①産業廃棄物処理費:715千円/年 ②建設発生土処理費:114千円/年(静岡県の試算例による) ③差額: Δ601千円/年 〇本市企業局市女井手浄水場では、河川から取水を行い、上水道としての浄水処理を行っている。浄水処理で発生する汚泥は全て産業廃棄物扱いで処分しているが、河川からの取水後、沈砂池に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂については、通常の河川の土砂と同様であることから、規制緩和により、廃掃法上の「廃棄物」の対象から除外されることで、処分費用が削減でき、水道事業経営への負担も軽減できることから、制度改正は必要である。 〇本県企業局(北部管理事務所)においては、5年毎に沈砂池の土砂除去を行い、産業廃棄物として中間処分(無機汚泥)しており、処分経費は1年当たり換算した場合、約1,000千円/年となっている。経費削減が見込まれるため、提案団体の意見のとおり改正すべきと考える。	廃棄物の該当性の判断については、都道府県等が物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行っているものと理解している。 このため、浄水場において発生する土砂が廃棄物に該当するか否かについては、都道府県等において総合的に勘案し判断して差し支えない。 なお、「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」、「土砂及びもつぱら土砂造成の目的となる土砂に準ずるもの」は産業廃棄物処理法の対象とならないものである。 ※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行について(昭和46年10月16日環整43号、改定昭和49年3月25日環整36号)通知より	
252	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園の公園計画変更に係る事務権限の移譲	国立公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。 また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構造を改めていただきたい。	本県の国立公園では、水族館(公園事業)として建設が認められた施設が経営の抜本的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者を伸ばす見込みが無く、経営難をさらすまじない状態にある。 現行制度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、また、現行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国の公園計画の変更が必要となる。 そのため、本県において、民間事業者を動員し、水族館の業態変更を含め施設の再建を図ろうとしているが、施設の増築・建替えや現行の公園計画に位置付けられていない公園事業への業態変更を視野に入れると、県の公園事業の変更のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となることから、事業開始の可否が見込めず、再建に興味を持った2社の民間事業者から、企図の段階で投資を断念されてしまった。 計画変更にも県と国の判断がそれぞれ必要とされ、機動的な対応が難しい現行のままで、経営危機にある施設を再建するための投資を呼び込むことが極めて難しく、最終的には当該建物が廃墟となって、国立公園の景観を阻害する建物となる恐れもある。	既に公園計画に位置付けられている施設の業態の変更の程度が軽微な場合の公園計画の変更について、都道府県に決定権限を委ねる又は速やかな計画変更が可能な制度構造に改めることで、国立公園における空き施設問題の解消や地域の魅力を発掘するための時宜を得た事業展開を進め易くなり、国立公園の景観の保護や一層の利活用の推進に資する。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	千葉県	岩手県	〇軽微な変更の場合、速やかに計画変更する制度構造となることにより、事業展開を進め易くなり、また景観の保護や一層の利活用の推進に資する。 〇千葉県の提案は事務の迅速化に資すると考える。	具体的な支障事例として、2社の民間事業者から企図の段階で投資を断念されてしまった点をあげられておりますが、7/11に実施された提案団体からの集中ヒアリングを踏まえ、提案団体において国立公園に係る公園計画の変更手続に要する時間が要因であるかどうかは定かでない、また、公園計画の変更に要する時間については、申し出から決定まで半年程度で処理できる体制が既に整えられているところ等です。この点については、平成27年度の提案募集においても回答しております。さらに、本件については、公園計画の変更以外の対処方法も考えられると想定され、具体的な対応方針については、積極的に国としても提案団体に助言していきます。
277	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	【現状】 農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設に比べると小規模な汚水処理施設であり、受け入れられる汚水量に限りがある。また、農業集落排水処理施設は、法的には一般家庭に設置された浄化槽と同じ位置付けであり、大型浄化槽として扱われるため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業については、排水の排出量が90立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い場合は処理可能となった。同通知では、処理が可能な業種は、順次追加する予定とされているが、その後追加されていない。 【支障事例】 多可町では獣害、特に鹿被害が農産物に占める割合が高く苦慮している。このような中、多可町では、狩猟や有害駆除により捕獲したシカや、山田隼、ラベンダー等の地域資源を活用した6次産業化を促進している。そのため、今後畜産食品製造業や酒類製造業の立地や起業等が見込まれるが、農業集落排水処理施設しかない地区では、加工場等からの排水処理が課題となることが想定される。 については、排水の排出量が90立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については農業集落排水処理施設での排水処理を認めていただきたい。	農業集落排水処理施設への畜産食品製造業などの排水受け入れが可能となることにより農業集落排水処理地域等での企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。	浄化槽法第2条第1項 「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日厚生省通知) 「原尿と合併して雑排水の取扱いについて(平成12年3月31日建設省通知)	農林水産省、国土交通省、環境省	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合	大村市	〇今後、同様の支障事例が発生することが考えられ、農業集落排水施設で排水処理を認めることで、企業立地や周辺地域への定住促進につながり、地域活性化を図ることができることから、制度の改正をしていただきたい。	【国土交通省・環境省】 H12.3.31の通知の性格は技術的助言であり、そもそも浄化槽設置に係る個別の判断は特定行政庁や各自治体の環境部局に委ねられていると認識している。そのため、提案団体より要望のあった「畜産食品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、特定行政庁や各自治体の環境部局の判断により実施できる。この旨、各都道府県に対し、今年度中に周知する。 また、この度の要望を踏まえ、各特定行政庁や各自治体の環境部局の判断に資するよう、提案団体からの要望を踏まえ、「畜産食品製造業」や「酒類製造業」等について、提案団体からデータや頂くとの協力も得つつ、施設の処理性能と事業場からの排水の水質等の技術的データを収集し、処理できるかどうかの技術的な検討を行い、検討の結果、排水の処理が可能であることが明らかとなった場合、通知等により周知する。 これらについては、来年度中の通知の発出を目的に、データの収集や、技術的な検討を進めていく予定である。 【農林水産省】 平成12年厚生省通知及び建設省通知の性格は、浄化槽法第2条及び建築基準法施行令第32条第1項に示す雑排水の取扱に係る技術的助言であり、そもそもいかなる雑排水を尿尿と併せて農業集落排水施設において処理するかに係る個別の判断は各自治体の建築部局及び環境部局に委ねられているものと認識している。このため、提案団体より要望のあった「畜産食品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、各自治体の建築部局及び環境部局の判断により実施できるものと認識している。 なお、提案団体より要望のあった業種からの事業排水を農業集落排水施設において処理することについては、各自治体の判断に資するよう、浄化槽法を所管する環境省及び建築基準法を所管する国土交通省が中心となり、農業集落排水事業を所管する当省も協力した上で、来年度中を目標に技術的な検討が行われる予定であり、当該検討の結果に基づき、環境省及び国土交通省から、通知等により周知されるものと認識している。
278	B	地方に対する規制緩和	その他	狩猟免許を受けていない農業者による鳥獣の捕獲許可の要件緩和(はこわなの追加)	地方自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習を受けた農業者が、農林業被害の防止のため自らの事業、地域内に設置する「はこわな」による狩猟行為を許可対象とすること。	【現状】 狩猟免許保持者の高齢化や減少が進んでいるなか、鳥獣による農林業被害等が深刻化している。平成23年度には、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針」が改正され、農林業被害の防止の目的で農業者が自らの事業地域において「はこわな」を用いてイノシシ、シカを捕獲するなどの鳥獣を捕獲する場合等には、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができるようになった。 【支障事例】 三田市では、市被害防止計画に基づく鳥獣被害対策実施隊のわな班の隊員は6名であり、市内全域でのわな管理が困難であることから、農林業被害の防止を目的とし、若いわなを使用した鳥獣捕獲を農業集落に対して許可している。しかし、若いわなは狩猟免許を所持している者が経験に基づき資材から作製するケースが主であり、狩猟免許所持者がいない集落や鳥獣免許所持者に鳥獣捕獲を委任できない集落では、農林業被害防止対策として鳥獣捕獲に取り組みでない(三田市内95農業集落のうち、捕獲依頼がある被害集落は47集落があるが、20集落が上記の理由等から捕獲に取り組めない)。一方で、はこわなは狩猟免許を受けていない農業者でも組立や設置が容易であるため、有効な農林被害対策となるものと考えられる。 なお、許可対象となる若いわなと比べ、はこわなは人身事故の安全性の確保や難所捕獲等の対応に課題があり、許可対象となっていないと承知しているが、それらの危険性は集落の周辺状況など地域の実情に応じて異なることから、自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を開催することに対応すべきと考える。	はこわなを活用した鳥獣捕獲に取り組む農業集落が増え、農林業被害の軽減につながる。	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針 第四二-3(2)	環境省	兵庫県、三田市	山形市、高松市	〇本市では、鳥獣被害対策実施隊により、市被害防止計画に基づく被害防止施策として、わな免許を持っている隊員からわな捕獲を実施している。わなを設置した際に、錯誤捕獲の防止や安全管理のためにわなの見回りを実施しているが、被害報告によるわなの設置数の増加により、見回りの負担が増加していることが、現場の隊員の活動を圧迫している。そのため、隊員だけでなく農業者自身が、はこわなを設置し、管理することによって、さらに有効な農作物被害対策につながるものと考えられる。	下記のとおり、現行において対応可能である。 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」(平成28年10月環境省告示第100号)に基づき※1、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の許可基準において、鳥獣保護管理法第9条に係る許可対象者は、銃等の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、下記に該当する場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができるとしている。 法人(地方公共団体、農業協同組合等※2)に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合 ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること 上記による許可は、既に都道府県知事許可52件、市町村長許可316件(いずれも平成26年度実績)の実績があり、全国で活用されているところである。 例えば、県知事が市に対し、専門家によるイノシシ捕獲技術の研修並びに安全確保及び集落ぐるみの取組手法についての講習会の受講、補助者全員の集落活動を対象とした保険への加入等を条件に、狩猟免許をもたない地元農家が補助者となり、狩猟免許を有する者の監督の下、はこわなを用いてイノシシ、シカを捕獲することを許可した事例がある。 今後も、上記取扱いに従い、適切に運用されるよう都道府県農担担当者説明会等において周知していく。なお、上記取扱いのチラシや基本指針は環境省HP上(http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort5/effort5.html)に掲載している。 ※1上記取扱は平成23年9月環境省告示第59号による基本指針の一部改正以降の基本指針に掲載されている。